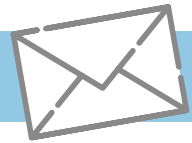


保険のお知らせ

問い合わせ／国保年金課保険担当
(内線2652・2653)

国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送付



世帯の課税内容／医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分として計算しています

個人の課税内容／個人賦課額明細書をご覧ください。ただし、端数処理を行っていないことや、限度額を超えているなどの理由により合計税額とは一致しない場合があります

※普通徴収（口座振替や納付書による納付）と特別徴収（年金からの天引き）の内訳を記載しています

保険税の軽減対象が拡大

5割及び2割軽減において、表1のとおり、昨年に引き続き軽減対象世帯を拡大します。保険税は、世帯の前年中の所得状況により、均等割の7割・5割・2割の軽減措置が受けられます。軽減を受けるための申請手続きは必要ありませんが、擬制世帯主（注1）を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者（注2）で所得税の確定申告や住民税の申告をしていない方がいる場合は必ず申告をしてください

※収入がなかった場合や家族の扶養親族であった場合でも申告が必要です

《表1》

軽減割合	変更前	変更後
7割	基礎控除額33万円を超えない世帯（変更なし）	
5割	基礎控除額33万円+27.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）を超えない世帯	基礎控除額33万円+28万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）を超えない世帯
2割	基礎控除額33万円+50万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）を超えない世帯	基礎控除額33万円+51万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）を超えない世帯

（注1）「擬制世帯主」とは、国民健康保険の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、国民健康保険税の納税義務者は世帯主となり、世帯主が擬制世帯主となります

（注2）「特定同一世帯所属者」とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、継続して同一の世帯に属する方です

その他の軽減措置

倒産や解雇、雇い止めなどによる離職者の国民健康保険税について、軽減の制度が設けられています。

対象／次のすべてに該当する方 ○平成26年3月31日以降の離職で、離職日現在65歳未満であり、「雇用保険受給資格者証」を持っている ○雇用保険受給資格者証の理由欄のコードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれか

算定方法／前年の給与所得を100分の30で算定

注意事項／離職日以降、国民健康保険以外の医療保険（退職後の任意継続保険を除く会社の健康保険等）の加入期間などにより、該当しない場合があります

申込み／本人確認書類・対象者と世帯主のマイナンバーを確認できるもの・雇用保険受給資格者証を持参し、国保年金課又は両支所福祉グループ

国保税の課税限度額が引き上げ

国民健康保険税は医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分からなっており、今年度の改正により医療保険分の課税限度額が4万円引き上げられました。所得割の税率や均等割額、後期高齢者支援金分と介護保険分の課税限度額に変更はありません。



鴻巣市国民健康

多子世帯に対する減免制度

保険税の改定に伴う多子世帯における経済的負担の軽減を図るために減免制度を実施しています。

対象世帯／満18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を含む。）の被保険者が3人以上いる世帯。対象世帯には、6月中にお知らせと申請書を郵送しています

減免内容／第3子以降の均等割額を減免

持ち物／郵送された申請書、本人確認書類、満18歳未満の被保険者全員のこどもの医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証・重度心身障害者医療費受給者証

申込み／国保年金課又は両支所福祉グループ



国民健康保険高齢受給者証の更新について

高齢受給者証の送付／国民健康保険高齢受給者証（以下「高齢証」）の一斉更新に伴い、70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に対して、令和元年8月1日から使用できる新しい高齢証を7月中に送付します

有効期間／8月1日から1年間 ※それまでに75歳を迎え後期高齢者医療制度へ移行する方は、75歳になる誕生日の前日まで

医療費の負担割合／医療費自己負担の割合については、令和元年度の住民税課税所得を基に判定しており、表2のとおりです。なお、住民税課税所得が145万円以上であっても、表3の①～③に該当する方は申請により、④は申請不要で、表2の住民税課税所得145万円未満の負担割合となります。申請書類についてはお問い合わせください ※高齢証該当者が2人以上いる世帯のうち、3割負担者が1人でもいる場合は、それ以外の方も3割負担となります

申込み／国保年金課又は両支所福祉グループ

《表2》

平成31(令和元)年度 (平成30年中) 住民税課税所得	医療費の 自己負担割合
145万円以上	3割
145万円未満	2割

《表3》

	同一世帯の70歳以上 75歳未満の国保被保険者数	平成30年中の収入額 (④のみ総所得金額等－基礎控除額33万円)	負担割合 変更申請
①	1人	収入383万円未満	必要
②	1人	後期高齢者医療制度へ移行した方を含めた 収入合計が520万円未満	必要
③	2人以上	収入合計が520万円未満	必要
④	昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の被保険者がいる世帯で、その世帯に属する70歳以上75歳未満の被保険者の総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額の合計が210万円以下		不要

